



JASDAQ

平成 23 年 9 月 13 日

各 位

会 社 名	株 式 会 社 倉 元 製 作 所
代 表 者 名	代 表 取 締 役 社 長 鈴 木 聡 (コード番号 5216)
問 合 せ 先	経 営 管 理 部 長 柴 田 哲
電 話	0228 32 5111

## 子会社に対する訴訟の判決のお知らせ

当社連結子会社である株式会社 FILWEL（以下、FILWEL）は、フジボウ愛媛株式会社（以下、フジボウ社）から専用実施権の侵害にかかる提訴を受けておりましたが、第一審に続き平成 23 年 9 月 13 日付にて第二審においても知的財産高等裁判所より FILWEL 勝訴の判決が言い渡されましたので、お知らせいたします。

なお、当社は本件訴訟における当事者とはなっておりません。

### 記

#### 1. 訴訟の経緯

当社の連結子会社である FILWEL は、平成 21 年 2 月 17 日付にてフジボウ社から FILWEL の製造販売する精密研磨布のうちの一部の製品がフジボウ社の保有する専用実施権を侵害しているとして、4 億 94 百万円の賠償金の提訴を受けておりました。FILWEL では同製品は自社の独自開発品であり、フジボウ社の専用実施権の侵害には当たらないものと係争し、第一審（大阪地方裁判所：平成 22 年 8 月 31 日判決）および今回の控訴審（知的財産高等裁判所）ともに全面勝訴に至りました。

#### 2. 当社子会社の名称

商 号	株式会社 FILWEL
本店所在地	山口県防府市鐘紡町 3 番 1 号
代表者氏名	取締役社長 中村和彦

#### 3. 訴訟を提起した者

商 号	フジボウ愛媛株式会社
本店所在地	愛媛県西条市大新田 272 番地
代表者氏名	取締役社長 青木隆夫

#### 4. 当該訴訟の提起（控訴）があった裁判所及び年月日

知的財産高等裁判所	平成 22 年 9 月 13 日
-----------	------------------

#### 5. 当該訴訟の判決の日

知的財産高等裁判所	平成 23 年 9 月 13 日
-----------	------------------

## 6．主な判決内容

- (1) 本件控訴を棄却する。
- (2) 控訴人が当審で拡張した請求を棄却する。
- (3) 当審の訴訟費用は控訴人の負担とする。

## 7．今後の見通し

上記のとおり、FILWEL の主張が認められる判決が下され、当期（平成 23 年 12 月期）連結業績に与える影響はございません。なお、今後開示すべき事項が発生した場合は、速やかにお知らせいたします。

以 上